公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１１３号
宮城県大崎市三本木新町１丁目４番12号　ハイツフラッパーズＢ―201号、従前の住所宮城県大崎市古川小野字下蝦沢107番地４
債務者　佐藤　　彰
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松林　昌紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第１３２５号
横浜市瀬谷区橋戸３丁目47番地12
債務者　奈良　秀勝
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月４日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９０２号
京都市西京区大枝沓掛町９番地139　メゾン・ド・リッツ608号
債務者　松浦　　覚
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤澤　眞美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２５６号
徳島県名西郡石井町浦庄字下浦929番地130、旧住所徳島県名西郡石井町高原字平島397番地１
債務者　矢部鋳造所こと　矢部　健一
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　生長　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１０号
愛媛県新居浜市七宝台町乙65番地の10
債務者　栗林　正明
1　決定年月日時　平成24年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡林　義幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第１１１号
愛媛県新居浜市七宝台町乙65番地の10
債務者　栗林　照子
1　決定年月日時　平成24年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡林　義幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第３３号
大分県日田市大字有田879番地２
債務者　小関　純一
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅木　　哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２４年（フ）第３６８号
福岡県遠賀郡水巻町二東３丁目１番11号
債務者　杉原喜久秋
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野上　裕貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月18日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１７７号
北海道中川郡幕別町幸町23番地の２
債務者　佐藤　博司
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩崎　優子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月13日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１３５４号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地２―12―403
債務者　小池　　匠
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榎本　　誉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月25日午後３時45分
5　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４２４号
名古屋市中区栄１丁目25番14号　ゲストハウスレインボー伏見503号
債務者　田中　善子
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平野　憲子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月25日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８３５号
愛知県小牧市城山１丁目５番地１　サンハイツ中央台Ｊ棟101号
債務者　松井　秀行
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　磯貝　隆博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月25日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９２４号
京都府八幡市八幡小松20番地の５　1917
債務者　中村　孝之
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野澤　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９２６号
京都府八幡市八幡小松20番地の５　1917
債務者　中村　照美
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野澤　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７５８号
京都市伏見区深草芳本町671番地　コーポ大畠Ａ号室
債務者　定山美佐江
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩見　卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３４０号
茨城県水戸市元吉田町992番地の11　皆川第１ハイツ202号
債務者　五十嵐秀明
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木名瀬修一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
水戸地方裁判所